

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですけども、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というの、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしゃいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっています。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいあいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違っただかというのとはっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありましたが、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違うんですけども、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりますよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあっていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしやいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっていらっしやいます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違っただかというのとははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありましたが、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、すけれども、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違うんですけども、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりますよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあっていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけれども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甕島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甕島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甕島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしやいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっていらっしやいます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違っただかというのとははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありましたが、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたいという中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、すけれども、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違いますが、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりますよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあっていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようにやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけれども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしゃいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっています。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいあいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたが、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたが、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違ったかというのははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありました、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、すけれども、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違うんですけども、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりませよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあつていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしやいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっていらっしやいます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違ったかというのははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありました、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、すけれども、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違うんですけども、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりませよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあつていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようにやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけれども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というの、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしやいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっていらっしやいます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのもでも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたが、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたが、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違ったかというのははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありましたが、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、すけれども、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違うんですけども、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服しないと。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりますよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあっていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしやいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっていらっしやいます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやっつけていただいているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違っただかというのとははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありました、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、すけれども、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違いますが、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりますよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあっていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております。北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甕島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甕島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甕島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしやいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっていらっしやいます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのもでも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると
思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保
存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですね、財源。やっぱりここで、
いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運
営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文
化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万
1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっている
というような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いた
します。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただく
とともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさ
せていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、
被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいまし
て、大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申
しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違ったかというのははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありましたが、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたく、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違いますが、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりませよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあつていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほう用地を借用されて道路のほうは今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんです、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしゃいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっています。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいあいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違っただかというのとははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありましたが、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたいという中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違うんですけども、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりませよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあつていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございます。実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけれども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんです、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしゃいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっています。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやっつけているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思います。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたが、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたが、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違ったかというのははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありましたが、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、すけれども、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違いますが、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりますよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあっていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしやいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっていらっしやいます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違ったかというのははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありました、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、すけれども、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違いますが、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりますよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあっていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようにやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございます。実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃる。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃる。2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけれども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甕島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甕島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甕島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしゃいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっています。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違っただかというのとははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありました、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違いますが、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりませよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあつていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほう用地を借用されて道路のほうは今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしゃいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっています。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違ったかというのははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありました、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたいという中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違いますが、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりますよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあっていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいで結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甕島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甕島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甕島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしゃいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっています。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいあいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違っただかというのとははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありましたが、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、すけれども、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違いますが、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりますよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあっていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしやいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっていらっしやいます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやっつけているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違っただかというのとははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありましたが、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、すけれども、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違いますが、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりませよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあつてはいた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

文教福祉委員会

平成26年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外は退室をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、こども教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、一般議案である第124号及び第125号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第124号議案 北川副小学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第125号議案 富士中学校校舎改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第124号及び第125号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)歳出第3款関係分、第10款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

24ページの巨勢地域ふれあい館の、これは500万円の範囲で増築がもう全部できるということなのでしょうか。

ちなみに現地を見ないで言ってしまうてあれなんです、プレハブですか。どういうつくりでどのようにされるのですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

木造建築で、先ほど40名から50名というふうに定員がふえるということで申しましたが、今の子育て支援計画の中でニーズ調査をしたところ、6年生までで一応50名という数字が上がっておりますので、一応500万円でこれに対応できますので、この計画を立てました。

○山下明子委員

要するに床広げ、壁広げといういろいろなことを500万円でできますよというわけですか。ちょっと本当にそうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでありますので、第99号議案の審査を終わります。

次に、第16号報告について説明を求めます。

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑があれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いた

します。

こども教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

それでは、社会教育部に関する付託議案の審査に入ります。

まず、条例議案である第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例そのものはいいんですが、公の進入路というのはどんなふうを示されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはコープの東側のところ、この位置図の東側のところに市道がございまして、一応コープのほうが用地を借用されて道路のほうが今現在、コープの南側まではできております。

この用地につきましては、現在道路課のほうで整備をしたいということで用地交渉のほうを行っております、北側からの進入路ということで、道路課のほうで整備を行いたいということで考えております。

○山下明子委員

もうそれしかないんだろうなと思うのですが、コープに入るところも相当混雑して、向かい側にセブンイレブンがあってということで、結構交差点からも近いために、消防署もあって、本当に混雑するんですね。

それで、この公民館に入るのに、東から来れば左折だからいいのですが、右折して入るとかいうことになってくると非常に難しい感じがするんですね。それから、出て行くときも、右側に出ようと思ったらですね。

だから、何か流し方とかそういうことを少し考えておかないと、ちょっと周辺の道路状況との関係で事故が起きたりする可能性もあるかもしれないという感じはしていますけれども、その辺は地元の方たちとの話し合いだとか、どんなふうになっているのか、もしよかったらちょっとお願いしたいのですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

用地につきましては、地元の要望でこのほうに決定をしております。

現在、建設中ございまして、この進入路につきましては、公民館のすぐ南側のところ

も若干拡張をしておりますが、なかなか南のほうからは狭いし、入りにくいと。それと、東の団地内を通ると騒音の問題もございます。で、北のほうからということで考えているところで、地元のほうとはこの詳細な協議は行っておりませんが、今後、御指摘のように出入りの問題もございます。利用される方は、地元の自治会関係でございますので、自治会のほうと協議をして、スムーズな出入りのほうをお願いしていきたいということで考えております。

○山下明子委員

ここがいいという地元の気持ちはよくわかるんですが、市立公民館なので、それこそあちこちから活用はありますから、その辺はよく全体を見きわめたところでの判断だとか、必要に応じて何かこう、とにかく事故が起きないようなやり方をぜひ考えておいていただきたいと思います。

○中本委員長

意見でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでありますので、第110号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第118号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市立川副運動広場及び佐賀市立スポーツパーク川副の指定管理者の指定について 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお受けいたします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ確認しますけれども、会長の吉村さんという方はどのような方でしょうか。

○山口スポーツ振興課長

元川副町の教育長、そして今回、総会で選出されております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでありますので、第118号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10

款関係分 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

これ委託先をもう少し説明いただけませんか。

○福田文化振興課長

委託先は、いわゆる映像関係を専門とする業者でございまして、実は前回、約10年前にVHSのビデオテープを撮りました。その段取りから何から全てわかっていらっしゃる業者ということで、今考えているところでございます。

その選定というのは、地元が非常にマスコミとか、撮影に関してナイーブになっていらっしゃると思います。というのは、アマチュアカメラマン、プロカメラマンがおりますけれども、例えば、神祭りでございますから、カセドリがばたばたばたとして走り回るのは1回しかしないわけですが、ちょっとわがままな方がいらっしゃるしまして、2回してくれとかもう1回してくれとか、そういうトラブルがあったわけです。

で、前回の業者は、その辺のことも全てわかっている業者で、地元の信頼もあるというところでございまして、とにかく地元の感情を考える上で、やはり、ある程度特定しないといけないのかなと思っているところでございます。

○中本委員長

よろしいですか。

○高柳委員

この来訪神というのは日本だけじゃなくて、世界各国にもあると思いますけども、この事例等、何かありますか。

○福田文化振興課長

まことに申しわけありませんが、日本以外の事例というのがちょっと私調べておりません。申しわけございません。

○高柳委員

ぜひ後日でいいですから、参考になりますので、資料が集まればお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

そしたら、日本以外の来訪神の行事ということで資料を作成して、後日提出ということでございます。

○中本委員長

じゃ、資料は全委員の皆さんのほうに棚入れしてもらおうということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

関連なんですけど、要するにこのユネスコ無形文化遺産の登録に関して、いろいろコンテンツがあるとして、この来訪神というくくりがあるのか、それともこれは独自でそういうことで日本では登録しようという話になっているのか、そこら辺のいきさつも含めてちょっとお願いしたいのですが。

○福田文化振興課長

来訪神ということで先に登録されたのが、甑島のトシドンというところでございまして、来訪神のくくりでいったらそれだけではないと文化庁は考えて、その後に男鹿のナマハゲを独自に上げたわけです。

ただ、それを上げた段階でほとんど似通っているではないかというところで、1回差し戻しされていると。そしたら、文化庁が考えたのは、トシドンというのを拡張登録して来訪神のくくりということで出そうということでしたわけですが、最近皆さんのお耳に入っているのが和紙でございます。

和紙は、まずどこかの和紙が登録されていて、そしたらこの和紙もどうかというところでされたら、同じで差し戻しと。ですから、和紙が拡張登録ということで、今後、きちっとなりましたよね。その手法を無形民俗文化財でも使おうと文化庁が考えたところです。

やはり無形遺産というのも、いわゆる世界文化遺産と同じで、最近、登録がなかなか難しくなっていて、少し形を変えたような登録手法をとらないとなかなか通らないという現実がございまして、トシドンを拡張ということで、7市2町に所在するいわゆるナマハゲとかカセドリとか、いろいろございまして、それを合わせて登録するという手法を文化庁主導でやると。地方公共団体、関係自治体にこれでやりませんかというお話があって、今があるような状況でございます。

○山下明子委員

ということは、甑島のトシドンを登録する過程の中で、ここに広げることになりましたということですかね、一言で言うと。

○福田文化振興課長

甑島のトシドンというのは、もう既に登録されているわけですよ。登録された後に男鹿のナマハゲを上げて、余りよくなかったと、差し戻しだったと。そしたら、こういう言葉を使っていいかどうかわかりませんが、再挑戦、リベンジという形で、同じものを出すわけにはいかないからくくりを変えようという発想でございます。

○中本委員長

よろしいですかね。

先ほどの高柳委員の資料ですけども、大体来週の月曜日、間に合いますかね。

○福田文化振興課長

はい、間に合わせます。

○中本委員長

じゃ、審査前までに提出をお願いしたいと思います。

○川副委員長

蓮池をイメージすると、過疎地域であって、このカセドリの今後きちんとした継承ができるのかということと、当然カセドリはつがいで雄と雌役があるかと思いますが、大体何歳の方がカセドリの役をされてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○福田文化振興課長

継承については、実際地元に入って非常に難しいというような状況に今ありますけれども、ここ何年かは何とかやっていけるだろうと。

ですから、話を持っていったときに、世界レベルの登録で自分たちが果たして継続できるだろうかという不安も持っていらっしゃいました。ただ、実際カセドリ役の方も、それもあわせて答えますけれども、本来、20歳代が主でしたけれども、30歳代になったり、今蓮池にいなくても、例えば福岡県で働いている人に声をかけてこっちに来てくれと。当然、本番だけでは済みませんので、練習とか、道具づくりとかも見ていただくというような保存会の若者に対する配慮を今いろいろされておまして、とにかく保存会としても何とか江戸時代からと伝えられているこの行事を未来に残そうということで、一生懸命やっています。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちなみに、こういうものは、一たん途絶えた後にもう1回再考しましょうということで、例えば2年ぐらいいてですよ、二、三年あいて、何とか復活しましたといった場合の扱いというのは、1回切れたらもう切れたということになるんですか。どんな扱いになるんですか。

○福田文化振興課長

一般論でちょっと申し上げます。

高木瀬のねじり浮立というのは市の指定文化財にしております。十数年前から、二、三十年前、指定文化財にという声があったときに、やっぱりいろいろ制約されるからということで何か手を下げられて、その後、途絶えていたと。途絶えていたけれども、また復活した。それで指定の価値があるかどうかというところでまず地元から話があって、無形文化財の専門である文化財保護審議会の金子先生とかに見ていただいて、本来持っている要素を復元したのも兼ね備えているという判断がなされました。

本来あったものを復元できたら、1回途絶えても、今までのことというところと可能ということになると思います。

ですから、そういった意味では、今回行う記録映像というのが一番大事になってくると思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

ここを保存していくに至っては、川副にも海堂神社というお祭りがあるんですけど、保存するには、やっぱり運営するにはお金がかかるわけですよね、財源。やっぱりここで、いろいろ本人たちも他県から帰ってきて練習もしているということで、この財源関係、運営はどういうふうにされているのでしょうか。

○福田文化振興課長

地元保存会で賄われる分の財源と、私どもは国、県、市の指定にかかわらず無形民俗文化財の指定物件については、継承支援ということで、同額でございますけども、年額8万1,000円の公的補助をしております。それも利用されながら、何とかやったださっているというような状況でございます。

○中本委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

審査に入る前に、田中保健福祉部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中保健福祉部長

皆さんおはようございます。

審議の前の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

一昨日、佐賀中部広域連合の保険料の算定誤りについて文書で御報告をさせていただくとともに記者発表をしておりますけども、その点につきまして改めておわびと御説明をさせていただきたいと思っております。

このたびは本当に介護保険料の算定誤りという重大なミスを犯してしまいまして、市民、被保険者はもとより、議会の皆様方にも不信、不安感を抱かせることになってしまいました。大変御迷惑をかけたことに対して、まずもって心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

内容につきましてですけれども、佐賀中部広域連合で行っております介護保険料の処理については、佐賀市のほうから送付しております所得データに基づいて算定をしておりますけれども、佐賀市が送っている所得のデータに一部誤りがあり、約300人の方々の賦課を過少にしていたということで、今回、追徴という形での賦課の更正を行うということが発生してしまったということです。

今回、ミスが判明しましたのは、被保険者からの所得情報のお問い合わせがございまして、そこで調べるときに今回のミスが発覚したものでございまして、ミスの内容につきましては、営業等の純損失の繰越控除、それから、株式譲渡所得の繰越控除、これは控除前の所得を算定することになっておりますけれども、控除後の所得を算定していたということで、過少になっていると。

それからもう1つが、これも株式ですけれども、配当所得の分離課税分がございまして。この分離課税分が平成22年度からは、この算定の基礎となります合計所得の中にこれは算入しなければならないことになっておりましたが、これを算入していなかったと。

原因につきましては、平成22年度の税制改正をシステムのプログラムに反映させていなかったこと、それからもう1つは、すべてのデータをチェックしましたけれども、今データがあるのは平成19年度まででございまして。平成19年度までの分を全部チェックしましたけれども、その際に繰り越し控除ですね、この分については平成16年度の税制改正あるいはその前からの税制でございまして、どこから間違っただかというのははっきりしませんが、佐賀市では平成17年に基幹システムでございましてシブスへ基幹システムを移行しております。その際に、算定処理をしますシステムプログラムにミスが発生したのではないかなと。その際のチェックができていなかったというのが原因で今回のミスにつながったものと思っております。

今後につきましては、処理プログラムシステムの管理運営、それから、チェック体制、これをきちんと見直しまして、適正に職務執行ができるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いしまして、おわびを申し上げまして御説明とさせていただきます。

本当にこのたびは申しわけございませんでした。

○中本委員長

ただいま説明がありましたので、この案件に関連いたしまして、追加議案も上がるということでございますので、内容につきましてはそちらのほうで詰めていただければというふうに思います。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、保健福祉部に関する付託議案の審査を行います。

まず、条例議案である第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、第109号議案の審査を終わります。

次に、一般議案である第117号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について
説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これは開設された当初からプラットさがに運営委託をされていると思いますけれども、実際のセンターの利用状況ですとか、何と申しますかね、利用者の方の支援がどこまでどううまくいっているかとか、そこら辺の到達をちょっとまず述べていただきたい、そういう中でこのプラットさがに引き続きというところをきちんと述べていただきたいというのが1つと、もう1つは理由で述べられた高度な技術ノウハウを有する団体だということではありますけれども、ちなみにそういうところはほかにはないのかどうかという、全体を見回したところでないかどうかということと、一方でずっと安定的にしていれば、そこにきちんとしたスタッフが確保されるからいいという面もあるかとは思いますが、そこら辺の両方を見ながらの判断かと思っておりますけれども、そこもちょっと整理してもう1回、御説明をさらにお願ひしたいと思っております。

○牧瀬障がい福祉課長

まず事業の状況ですね。年間でいうと5,000人ほどの支援を行っております。これは電話での対応、直接来訪される状況もありますし、そこでのひきこもりを支援するために、そこで、皆様方との交流があったりとか、地域の方とか健常者の方との交流のイベントを行ったり、また、その方たちが社会参加するための規則正しい生活をするため、例えば、処方箋を上手に取り入れて、病院に通う必要がどのくらいあるかとかをその方に説明したりとか、支援をしたりということを行っています。

また、例えば一般就労とかに何とかこぎつけても、そこの中の別の方とちょっとトラブルを起こしたりとかいうケースもありますので、そういう就労の後の支援という形も行ってございます。

また、そのほかに家族の方への支援も行っているところでございます。

それともう1つ、精神障がいということもありますので、どうしても自分の名前とか、そういうところは明かしたくない、匿名で電話でしか対応したくないとか、直接来訪しても自分の名前は言いたくないという方もやはりいるのが現状でございます。

それから、こちらの体制ですね。センターができてから、まだ合併する前の旧佐賀市の時代から同じプラットさがお願いしているところなんですけど、今回、合併してから3回指定管理ということで公募をさせていただいております。

ただ、3回ともほかに手を挙げるところはございません。

それともう1つ、こういうところをやれるところがあるかということ、県内ではほかにございません。精神科の病院を運営されているところに、前回のときも打診をちょっと、どうでしょうかと、受けることは可能でしょうかということでお尋ねをさせていただいて、今回も同じような形でどうでしょうかというお尋ねをさせていただきましたが、結果としてはだめということでございます。

それから、こちらのほうが常勤の職員4人で対応しております。4人全員が精神保健福祉士の資格を持っております。そのうち2名は社会福祉士の資格も有しております。

当然ですが、やはりそういう資格を持っていてもなかなか精神の方の対応は難しいというところがございますし、またやっぱり精神の方は自分の好みの方というか、自分を受け入れてくれるような方により一層支援を求めるという特性もございますので、そういうところもいろいろ勘案した中で、今回プラットさがという形で、非公募とさせていただいているところでございます。

○高柳委員

その4人の方は資格をお持ちなんですけど、やっぱり精神障がい者というのは非常にメンタル的なものがありますよね。バックアップされている医療機関等はないんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、プラットさがの法人の役員の方、理事体制の中に医師の方が3名いらっしゃいます。それと大学の先生ですね、精神保健福祉士の資格を持った大学の先生もいらっしゃいますし、家族の方もいらっしゃいます。

当然その職員ももともと病院勤務、精神保健の病院勤務を経験した職員もおりますので、いろんな病院とのつながりは強いと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第117号議案の審査を終わります。

次に、一般会計補正予算議案である第99号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）中、第1条(第1表)歳出第3款

関係分、第4款第1項、第2条(第2表)第3款関係分 説明

○中本委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今のシステム改修の件ですが、児童福祉費のほうでは国の省令が示されていないことですが、すけれども、順調にいけば5月ごろには完了する予定だという説明だったんですが、こちらの保険年金ですとか、保険福祉総合システムの場合は、そういうことでよろしいのでしょうか。時期、国との関係で、最大どれぐらいの期間がかかるのかどうか。

○成富福祉総務課長

5月という明確な期日は申し上げられませんが、最悪平成28年1月の業務には間に合うということで考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

11の資料の14ページの障害者総合支援費なんですけれども、利用者増に伴っての今回の補正だということなんですけれども、どれくらいふえてきているのか、現在の人数はどれくらいで、どれくらいふえてきているのか、そこら辺をちょっと明らかにしてください。

○牧瀬障がい福祉課長

約5割程度の増になっております。

まず1点目が、障がい児が通う児童発達支援とか、放課後等デイサービスの事業を新規に立ち上げていただけたところとか、もしくは定員を増加していただけたところに、障がい福祉課として今年度新規事業として補助を出すようにさせていただきました。

幸いそれも功を奏しまして、現在3カ所に実施をいただいているところでございます。そういう受け入れ先の増加もございまして、利用者の増にもつながっていていると考えているところでございます。

○障がい福祉課生活支援係長

ちょっと時期が違うんですけども、平成25年度の11月時点と平成26年度の8月時点の放課後児童デイの支給の決定者、利用ができるという決定者の数で比較をいたしますと、平成25年度が222人、平成26年度が281人となっております、59人の増加ということになっております。

○中本委員長

施設については3カ所ふえたのか、それとも、要するに幾つから幾つになったということで答弁できますか。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、児童発達支援、就学前の子どもの受け入れのほうですが、箇所数としては7カ所から7カ所で同じなんです、1カ所減って1カ所ふえて、同数の7カ所から7カ所でございます。

ただ、この7カ所というのは佐賀市内にある事業所の数で、県立の施設1カ所も含まれます。

それから、放課後等デイのほうになります、11カ所から14カ所で、ここで3カ所増という形になります。以上でございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第99号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第100号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第100号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第100号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第101号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第101号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、第101号議案の審査を終わります。

次に、特別会計補正予算議案である第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の還付金の件ですが、解釈の変更の根拠というか、理由と、それから、結局何年ま

でさかのぼることになるのかというのはどうなのでしょう。

○福田保険年金課長

解釈の変更の件でございますが、これが最高裁で大阪高裁の介護保険料減額補正請求事件の判決というのが確定いたしまして、減額賦課について期間制限に服さない。

もともと徴収権が2年と高確法の中で明記されておりますが、賦課権については明記されておりました。

このことについて、国のほうとしては、徴収権に合わせて賦課権も2年だよと厚生労働省のほうで指導をしておりましたが、裁判の中でその分については賦課権を記していないほうが悪いということで、元に戻ってやりますよという話になっております。

そのために、今回、国のほうから適正に処理なさいという通知が参りまして、後期高齢の広域連合のほうも最初にさかのぼって、そこからの分の更正についてはお返しをするというふうになったものでございます。

○山下明子委員

佐賀の中では、そういうことに関しての申し立てと申しますか、要するに連合に対してそういう問い合わせだとか申し立てだとかがこれまでもあったのかどうかとか、いや、もう2年ですからということでお断りしていた経緯があったかどうかという点ではどうなのでしょう。

○保険年金課後期高齢者医療係長

佐賀県のほうでは、この運用解釈の変更が出るまでは2年ですということでお答えをしておりますので、それ以前の分については、お問い合わせがあっていた部分もあるかもしれませんが、この運用解釈が出るまでは従前の対応をしておりました。以上です。

○山下明子委員

そうすると、例えば、御本人が既に亡くなっていらっしゃるという場合の取り扱いはどうなるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

被保険者の方、御本人様が亡くなっていらっしゃる場合につきましては、相続人代表の方に対してお返しをするという対応になります。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第102号議案の審査を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室をしていただいて結構であります。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は12月15日月曜日、午前10時に再開をいたします。

なお、既に御案内をさせていただいておりますように、研究会の案件が14件ございます。

つきましては、特に基本計画等の概要についての説明もありますけれども、一部資料が全部整っているやつもあるんですよ。ですから、きょう既に来ている分について棚入れをしていたほうがいいのか、それとも、もう当日でいいのか、その点についてちょっとお諮りをしたいと思いますけれども、どうせ見る暇はないだろうという話もあるんですけども、どうしましょうか、当日でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで、当日朝棚入れしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

(発言する者あり)

じゃ、ごめんなさい。修正して、棚入れはきょうさせていただきますので、必要な方は持ち帰りください。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。